

『銀行業務検定試験 法人融資渉外2級問題解説集 2020年6月受験用』
追加情報

標記書籍におきまして、2020年4月1日に施行された民法の一部を改正する法律に関連する箇所について、以下のとおり補足します。

この追加情報は、2020年6月（146回）受験用の問題解説集をお持ちの方が、2020年10月（147回）受験時にも、そのまま利用できるよう、お知らせするものです。

記

◆ 62頁〔問-2〕, 124頁〔問-1〕

遺留分を侵害された者は、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求する（民法 1046条）。

◆ 90頁〔問-2〕

消費貸借は要物契約である（民法 587条）が、金融機関の貸付（証書貸付等）は書面（電磁的記録を含む）による消費貸借であり、原則として諾成的消費貸借の規定が適用される（587条の2）。

◆ 318頁〔問-2〕

詐害行為取消権に関して、その要件や行使方法等、行使された場合の受益者等の権利、出訴期間などについて改正が行われた。

◆ 324頁〔問-1〕

時効の中断について、時効の完成を猶予する「完成猶予」と時効を新たに進行させる「更新」に再構成し、時効の停止は「完成猶予」に再構成するなどの改正が行われた。

以上